北海道発注工事における社会保険等未加入対策について



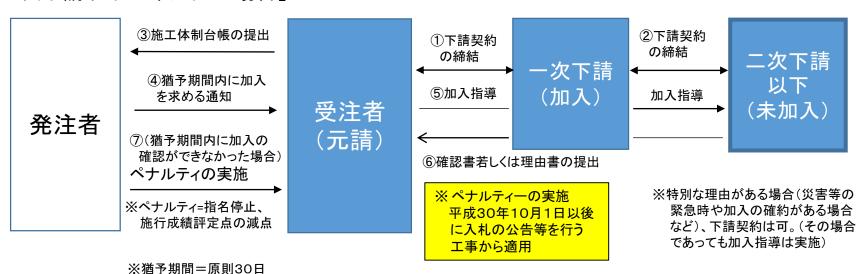
【これまでの取組】

- ・平成27年4月~「建設工事等競争入札参加資格を社会保険等加入者に限定」
- ・平成28年4月~ 「一次下請業者を社会保険等加入者に限定」

【平成30年度からの新たな取組】

- •平成30年4月~
 - 二次以下の下請業者についても社会保険等加入者に限定し、受注者に対し猶予期間内での加入指導を求める。
- •平成30年10月~
 - 猶予期間内に社会保険等への加入の確認ができなかった場合、指名停止及び工事施行成績評定の減点を実施
 - ※ 平成30年10月1日以後に入札の公告等を行う工事から適用

【二次下請以下が未加入の場合】



(加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長(二次の場合:60日、三次以下の場合:90日)も可)